肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年4月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,294,206	800,696	441,637
標準的生産費（B）	1,213,764	756,376	482,923
差額（C）＝（A）－（B）	80,442	44,320	▲ 41,286
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	—	37,157.4
交付金概算払交付単価 （D）－4，000円	—	—	33,157.4
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和3年6月28日（月）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では4，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額となりますが、今期の交付はありません。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年5月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,224,298	792,034	449,161
標準的生産費（B）	1,215,430	767,591	477,406
差額（C）＝（A）－（B）	8,868	24,443	▲ 28,245
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	—	25,420.5
交付金概算払交付単価 （D）－4，000円	—	—	21,420.5
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和3年7月28日（水）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では4，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を含む算定です。

※9　肉専用種では、肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額となりますが、今期の交付はありません。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年6月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,281,375	748,422	449,956
標準的生産費（B）	1,211,901	777,850	483,052
差額（C）＝（A）－（B）	69,474	▲ 29,428	▲ 33,096
確定交付金単価（※8） （D）＝（C）×0.9	―	26,485.2	29,786.4
肉用牛交付金の交付日	令和3年8月27日（金）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合、次月以降に繰延べて交付となりますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から実施せず、下記※9で対応します。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を含む算定です。

※9　肉専用種では、肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は確定単価の3/4相当額となります。

令和3年4月期及び5月期の確定交付金単価と精算払交付額

（単位：円/頭）

月別	区　分	肉専用種（愛知）	交　雑　種	乳　用　種
4月期	交付金単価（確定値）①	―	―	35,362.8
	概算払単価　②□	―	―	33,157.4
	精算払単価 ①－②	―	―	2,205.4
5月期	交付金単価（確定値）①	―	―	21,505.5
	概算払単価　②□	―	―	21,420.5
	精算払単価 ①－②	―	―	85.0

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年7月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,251,616	743,804	453,297
標準的生産費（B）	1,191,237	791,025	493,250
差額（C）＝（A）－（B）	60,379	▲ 47,221	▲ 39,953
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	―	42,498.9	35,957.7
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	―	36,498.9	29,957.7
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和3年9月28日（火）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時となったため、交付額は交付単価の3/4相当額となりますが、今期の交付はありません。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年8月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,176,165	725,834	453,397
標準的生産費（B）	1,194,120	799,186	491,084
差額（C）＝（A）－（B）	▲ 17,955	▲ 73,352	▲ 37,687
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	16,159.5	66,016.8	33,918.3
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	10,159.5	60,016.8	27,918.3
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和3年10月27日（水）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年9月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種（東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,251,066	708,954	448,067
標準的生産費（B）	1,190,193	731,831	487,320
差額（C）＝（A）－（B）	60,873	▲ 22,877	▲ 39,253
確定交付金単価（※8）（D）＝（C）×0.9	—	20,589.3	35,327.7
肉用牛交付金の交付日	令和3年11月26日（金）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合、次月以降に繰延べて交付となりますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から実施せず、下記※9で対応します。
※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。
※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を含む算定です。
※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

令和3年7月期及び8月期の確定交付金単価と精算払交付額

（単位：円/頭）

月別	区　分	肉専用種（愛知）	交　雑　種	乳　用　種
7月期	交付金単価（確定値）①	—	40,140.9	33,510.6
	概算払単価　②□	—	36,498.9	29,957.7
	精算払単価 ①－②	—	3,642.0	3,552.9
8月期	交付金単価（確定値）①	12,030.3	61,515.0	29,024.1
	概算払単価　②□	10,159.5	60,016.8	27,918.3
	精算払単価 ①－②	1,870.8	1,498.2	1,105.8

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年10月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,223,184	695,474	455,320
標準的生産費（B）	1,129,419	716,824	481,740
差額（C）＝（A）－（B）	93,765	▲ 21,350	▲ 26,420
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	19,215.0	23,778.0
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	—	13,215.0	17,778.0
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和3年12月24日（金）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年11月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,262,202	699,695	456,777
標準的生産費（B）	1,131,930	702,755	497,106
差額（C）＝（A）－（B）	130,272	▲ 3,060	▲ 40,329
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	2,754.0	36,296.1
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	—	—	30,296.1
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和4年1月27日（木）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和3年12月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,307,142	735,312	455,972
標準的生産費（B）	1,129,686	699,539	500,884
差額（C）＝（A）－（B）	177,456	35,773	▲ 44,912
確定交付金単価（※8） （D）＝（C）×0.9	―	―	40,420.8
肉用牛交付金の交付日	令和4年2月24日（木）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。
※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。
※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。
※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。
※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。
※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合、次月以降に繰延べて交付となりますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から実施せず、下記※9で対応します。
※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。
※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。
※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

令和3年10月期及び11月期の確定交付金単価と精算払交付額

（単位：円/頭）

月別	区　分	肉専用種（愛知）	交　雑　種	乳　用　種
10月期	交付金単価（確定値）①	―	17,713.8	22,146.3
	概算払単価　②□	―	13,215.0	17,778.0
	精算払単価 ①－②	―	4,498.8	4,368.3
11月期	交付金単価（確定値）①	―	―	33,033.6
	概算払単価　②□	―	―	30,296.1
	精算払単価 ①－②	―	―	2,737.5

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和4年1月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,201,857	711,650	452,170
標準的生産費（B）	1,057,479	701,039	509,142
差額（C）＝（A）－（B）	144,378	10,611	▲ 56,972
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	—	51,274.8
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	—	—	45,274.8
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和4年3月29日（火）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和4年2月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種 （東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,284,096	687,377	447,817
標準的生産費（B）	1,061,022	703,432	506,900
差額（C）＝（A）－（B）	223,074	▲ 16,055	▲ 59,083
暫定交付金単価 （D）＝（C）×0.9	—	14,449.5	53,174.7
交付金概算払交付単価 （D）－6，000円	—	8,449.5	47,174.7
肉用牛交付金の交付日 （全国統一指定日）	令和4年4月26日（火）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合には、次月以降に繰延べて交付しますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から繰延交付は実施せず、下記※9での対応となります。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。概算払交付では、後日確定する交付金単価より過払いとならないようにするため、一定額（現段階では6，000円）を減額しています。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を含む算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

肉用牛肥育経営安定制度・肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛交付金単価

令和4年3月期

（単位：円/頭）

区　分	肉専用種（東海・愛知県）	交　雑　種	乳　用　種
標準的販売価格（A）	1,208,052	718,076	444,221
標準的生産費（B）	1,061,758	697,084	500,050
差額（C）＝（A）－（B）	146,294	20,992	−55,829
確定交付金単価（※8）（D）＝（C）×0.9	—	—	50,246.1
肉用牛交付金の交付日	令和4年5月27日（金）		

※1　上表の（C）差額が「▲マイナス」の場合のみ、交付金が算定されます。

※2　平成26年4月分以降の算定では、売上高・経費とも消費税抜きで算定しています。

※3　交付金単価は、円単位までの算定額に0.9を乗じた額となります。

※4　交付額は単価に対象頭数を掛け、円単位未満を切捨てた額です。

※5　交付額のうち1/4相当額は生産者負担金原資の肥育安定基金からの補填金となります。

※6　交付財源（本県の各品種の肥育安定基金）が不足する場合、次月以降に繰延べて交付となりますが、新型コロナウイルス感染症関連対策措置から実施せず、下記※9で対応します。

※7　平成26年度からの配合飼料価格安定制度の変更を踏まえ、交付金制度も概算払・精算払方式を導入しますが、四半期の1カ月目と2カ月目は概算払後、四半期最終月期（3カ月目）に精算します。

※8　令和2年3月期より、肉専用種の交付金は愛知県単一算定額からブロック算定（愛知は東海3県ブロック）による交付金額に変更されました。当月期は岐阜県分を除く算定です。

※9　肉専用種では、令和2年6月期から肥育安定基金の資金が不足した積立金払底時でしたが、令和3年6月積立分から負担金の納付が再開されたことに伴い、払底時は解消されました。

令和4年1月期及び2月期の確定交付金単価と精算払交付額

（単位：円/頭）

月別	区　分	肉専用種（愛知）	交　雑　種	乳　用　種
1月期	交付金単価（確定値）①	—	—	50,295.6
	概算払単価　②□	—	—	45,274.8
	精算払単価 ①－②	—	—	5,020.8
2月期	交付金単価（確定値）①	—	12,519.9	51,054.3
	概算払単価　②□	—	8,449.5	47,174.7
	精算払単価 ①－②	—	4,070.4	3,879.6